静岡県監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年6月20日

静岡県監査委員 山下和俊 静岡県監査委員 松本早巳 静岡県監査委員 土屋源由 静岡県監査委員 木内 満

監査対象機関	監査結果報告年月日
ふじのくに地球環境史ミュージアム	令和7年3月3日

【監査の結果】

1 監査結果の区分 指摘

2 件 名 会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理

3 内 容 ふじのくに地球環境史ミュージアムは、平成27年4月から労災保険適用事 務所に該当しているにもかかわらず、令和5年11月に会計年度任用職員の通

勤災害が発生するまで労災保険に未加入であることに気付かず、静岡労働基

準監督署に労災保険に係る必要な届出を行っていなかった。

【措置の内容】

平成27年度の事務所設置当初から、会計年度任用職員に対しても職員と同様に公務災害が適用 されるものと認識しており、事務所単体で、労災保険に加入する必要があるという認識に到りま せんでした。

令和5年11月、会計年度任用職員の通勤災害を契機に労災保険未加入が判明した後、静岡労働 基準監督署に相談し、速やかに労災保険加入手続きを完了しました。

年度替わりや新たな労務関係が発生した際には、担当者が労務関係の法令を遵守しているかについてチェックし、不明な点については、他事務所や関係機関に確認するなどして適切に処理を行います。

また、法令に従って適切な処理を行っているかについては、担当者のみならず、同僚、上司などでダブルチェックを行います。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
東部健康福祉センター	令和7年3月3日

【監査の結果】

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 利用者負担金の誤徴収

3 内 容 東部健康福祉センターは、平成30年10月から令和6年3月までの間、市町

村民税非課税世帯の母子生活支援施設利用者負担金が月額0円であるにもか

かわらず、誤って3世帯から月額1,100円計81,400円を徴収していた。

【措置の内容】

利用者負担金については、施設入所時及び毎年7月に所得階層区分及び徴収額の認定を行っています。母子生活支援施設に入所する市町村民税非課税世帯は月額1,100円の負担となりますが、母子世帯等の場合は徴収金基準額は0円とする旨が根拠規定に記載されていたところ、所得階層区分及び徴収額の認定の際に、当該規定の確認が不十分だったこと、加えて、チェック体制が不十分だったことが、誤徴収の原因です。

事案判明後、速やかに、誤った3世帯に対し、面会により謝罪するとともに、経緯を説明し、時効分を除いた計70,400円を返還しました。

再発防止策として、新たに利用者負担金の状況がわかる台帳を整備したほか、徴収額認定時における作業手順のチェックリストを作成し、起案時のダブルチェック及び決裁過程での確認を徹底しました。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
工科短期大学校	令和7年3月3日

【監査の結果】

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 授業料の調定誤り

3 内 容 工科短期大学校は、令和6年度後期授業料の調定を誤り、金額の誤った納

入通知書を58人に配付した結果、3件167,100円の過徴収が発生した。

【措置の内容】

本事案は、担当者が 10 月 30 日納入期限の後期授業料の調定票を作成した際、調定の決裁、納入 通知書印刷、クラス担任職員への配付と、学生に配付する前に何度かチェックする機会があったものの、授業料が定額であり、かつ年 2 回の定例的な業務であることから、金額の誤りはないものとの慢心があり、注意を怠ったことが原因で起きたものです。

配付した翌日、保護者からの連絡で金額の誤りが発覚し、すぐに学生を通じて納入しないよう連絡したものの、既に3件の納入が完了しており、過徴収が発生しました。

その後、誤った金額の納入通知書を回収するとともに、正しい金額の納入通知書を再発行いたしました。また、過徴収となった3件については、10月23日に還付を行いました。

今後は、作業手順チェックリスト及び授業料納入に関する台帳を作成し、起案時に添付するとと もに、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局の出先機関	令和7年3月3日
(機関名非公表)	

【監査の結果】

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 教員による生徒への不適切な言動の複数回の発生

3 内容 県立高等学校の教諭は、令和5年4月から令和5年9月にかけて、授業

中、居眠りをしている生徒を起こすために、複数回、複数の生徒に対して指 で額を弾く、頭頂部を軽く叩く、口にチョークを入れる等の行為を行った。 また、同校の別の教諭は、顧問を務める部活動の指導において、体罰事案

を起こした。

【措置の内容】

1 事案A (授業中の不適切な言動)

(1) 事案発生の背景

当該教諭が不適切な言動を行った背景には、生徒が授業中に繰り返し居眠りをしていたことがありました。

(2) 原因

当該教諭のコンプライアンス意識の低さが主な原因です。注意喚起の意図があったとはい え、その言動は明らかに不適切であり、許されるものではありません。

(3) 防止策

当該教諭に対しては、県教育委員会からの指導措置に加え、校長からも指導を行いました。 また、事案発生直後の令和5年10月には、全教職員に本事案を周知し、コンプライアンス研修 を実施しました。その後も毎月研修を行い、教職員のコンプライアンス意識の向上を図ってい ます。

- 2 事案B (部活動中の不適切な言動)
 - (1) 事案発生の背景

当該教諭が不適切な言動を行った背景には、部活動指導に対する過度な熱意がありました。

(2) 原因

当該教諭が感情を適切にコントロールできなかったことが原因です。

③ 原因防止策

当該教諭に対しては校長から指導を実施し、特にアンガーマネジメントの重要性について指導しました。また、令和6年7月には臨時職員会議を開催し、本事案を全教職員に周知するとともに、臨時のコンプライアンス研修を実施しました。事案Aと同様に、継続して毎月のコンプライアンス研修を行い、教職員の意識向上を図っています。さらに、アンガーマネジメントの研修も取り入れています。

今後も研修の充実を図りながら再発防止に努めて参ります。